



平成 21 年 9 月 17 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社 B B H

(URL <http://www.bbanc.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 剛生
(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部長 江口 航
電話番号：03-3348-8380

臨時株主総会の付議議案の決定及び定款の一部変更
並びに会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は平成 21 年 7 月 31 日付「監査役の辞任及び監査役の選任並びに臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」にて、平成 21 年 8 月 26 日を基準日として平成 21 年 10 月中旬に臨時株主総会を開催する旨及び当該臨時株主総会において監査役 3 名選任の件を付議する旨をお知らせしておりますが、本日開催の取締役会において、下記のとおり当該臨時株主総会の付議議案について追加の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会開催日時及び会場

開催日時：平成 21 年 10 月 16 日（金曜日） 午前 10 時

開催場所：東京都中野区中野二丁目 9 番 7 号

なかの Z E R O（もみじ山文化センター）「小ホール」

2. 臨時株主総会付議議案

(1) 定款一部変更の件

I. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行日である平成 21 年 1 月 5 日に実施された株券電子化に伴い現行定款の一部を次の理由により、以下のとおり変更するものであります。

① 株券電子化に伴い、株券の発行、単元未満株券の不発行、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等を行うものであります。

イ) 「株券」に関する規定を削除するものであります。（現行定款第 9 条、第 13 条）

ロ) 「単元未満株券の不発行」の規定を削除するものであります。（現行定款第 10 条）

ハ) 「株券喪失登録簿」に関する規定を削除（現行定款第 12 条第 3 項）するとともに、「株券喪失登録簿」は施行日の翌日から 1 年経過後に備置義務がなくなることから、附則に移設し、期間経過後に削除するものであります。

ニ) 「実質株主」「実質株主名簿」に関する規定を削除するものであります。（現行定款第 11 条、第 12 条第 3 項）

- ② 株券電子化後の株式取扱規則には少数株主権等の権利行使手続を新たに定めることから、定款の授權規定にも「株主の権利行使に関しての手続等」という文言を明確化の観点で規定するものであります。（変更案第11条）
- ③ その他、必要な規定及び文言の加除、修正及び条数等所要の変更を行うものであります。
- ④ 本社コスト削減を目的として、本店所在地を新宿区（現本店所在地）から目黒区に移転するものであります。

II. 変更の内容

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第4条～第8条 (省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>(单元未満株券の不発行)</u></p> <p><u>第10条 当社は、前条の規定に係わらず单元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(单元未満株式の権利制限)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式につき以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社が発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第48条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。</p> <p>第4条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式の権利制限)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式につき以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に関しての手続等</u>については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第46条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>(本店の所在地)の変更は、平成21年10月16日開催の臨時株主総会で本店の移転が承認されることを条件に、平成21年11月24日から実施する。なお、本条は平成21年11月25日をもってこれを削除する。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(新設)	<u>第3条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。
(新設)	<u>第4条</u> 本附則第2条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

III. 日程

- ① 取締役会決議日 : 平成21年9月17日
- ② 定款変更のための臨時株主総会開催日 : 平成21年10月16日
- ③ 定款変更の効力発生日 : 平成21年10月16日

(2) 監査役3名選任の件

平成21年7月31日付「監査役の辞任及び監査役の選任並びに臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」に記載のとおりであります。

(3) 会計監査人選任の件

I. 選任の理由

当社の会計監査人でありました、大有ゼネラル監査法人は、平成21年5月1日をもって辞任いたしております。これに伴い、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、一時会計監査人としてフロンティア監査法人を選任いたしました。

当社の会計監査人としては、会計監査の継続性の観点から、また、当社の業容、方針に精通していることを鑑みまして、引き続きフロンティア監査法人とすることが適切であると考えております。上記の理由から同監査法人を当社の会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

II. 就任する会計監査人の概要

名称	フロンティア監査法人	
所在地	東京都品川区西五反田二丁目25番3号	
業務執行社員氏名	藤井幸雄 遠田晴夫	
職員数	公認会計士	17名
平成21年9月1日現在	会計士補	1名
	監査補助職員等	14名
沿革	平成18年 設立	

III. 選任日

平成21年10月16日

以上